

「定期購入」などの契約トラブルは 消費生活センターに相談しましょう！

【相談事例】

スマホの広告に出てきた初回500円のダイエットサプリを1回だけのつもりで購入したら、定期購入だった！後日、数か月分の商品が0万円もの高額な請求書と一緒に届いた。どうしようかと思って、対処法をネット検索したら「詐欺業者なので、受け取り拒否すればよい」というアドバイスの書き込みがあったので、受取拒否をした。すると弁護士事務所から請求書類が届いた。（10代女性）

【アドバイス】

●インターネット上のトラブル対処法には誤った情報もあります。

定期購入の商品名や販売業者名で検索すると、多くの人が通販トラブルの経験談やアドバイスを書き込んでいます。その中には誤った対処法もあり、そのまま信じて従うと解決が難しくなる場合もあります。

●通信販売は、取引条件をよく確認して注文しなければなりません。

通信販売は、利用規約に同意して申し込んだと見なされるため、いったん成立した契約を「ネットに詐欺業者と書いてあったから」と言って一方的に解約することはできません。販売業者との解約の合意が必要となります。小さな字で書いてありますが、一番上から一番下まで利用規約をよく読み、ウェブサイトの画像と注文受付メールを保存しましょう。

●トラブルに遭ったときは、消費生活センターに電話しましょう。

定期購入のトラブルは年々増えているので、消費生活センターの相談員は多くの情報や知識を持っています。一人ひとり状況は異なりますので、相談された方の状況をしっかり聴きとって、それに応じたアドバイスを行っています。相談員には守秘義務がありますので個人情報もれることもありません。安心して相談してください。



まもりん

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999

小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500

小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎951-3610

八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
予約電話および電話での相談は、☎861-0999へ。

消費者ホットライン☎188い や や（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



みもりん